

信託の終了に伴う信託財産（残余財産）の移転・帰属 ～信託した財産は委託者の相続財産にならないのか？(1)～

—「民事信託」実務の諸問題(12)—

金 森 健 一

- 第1 問題関心—信託財産とした財産を相続財産として取り扱えないか
 - 1 信託財産が相続財産とならないことによる不都合
 - 2 委託者死亡時の信託財産（残余財産）の帰属における二つの問題
- 第2 いつどのように権利移転が生じるか—信託財産からの離脱のプロセス
 - 1 課題
 - 2 検討
 - (1)前提—権利移転と、登記や引渡しとの区別
 - (2)信託の終了と信託の清算及びその結了の概要
 - (3)これまでの議論の状況—権利移転の要件と時期
 - (4)信託終了時の残余財産の移転の要件についての一応の整理
 - (5)権利移転が生じたとされる場合の具体例—戸建て住宅を例として
 - 3 ここまでのまとめ
- 第3 まとめ

第1 問題関心—信託財産とした財産を相続財産として取り扱えないか

1 信託財産が相続財産とならないことによる不都合

信託契約は、委託者がその有する財産を特定し（「取って」）、受託者に対し譲渡する（「入れて」）ことにより信託を設定するものである（信託法3条1号）。当該財産は、信託財産となり、受託者に帰属する（同法2条3項）。信託終了事由が生じると信託は終了し（同法163条）、受託者から帰属権利者又は残余財産受益者（以下、まとめて「帰属権利者等」という。）に財産は移転する（「出す」）（同法182条）。

一方、委託者が個人（とくに高齢者）であって、その者のための財産管理（認知症対策等）を目的とする信託は、その委託者の死亡により信託を終了させるとするものが多い。このとき、帰属権利者等による権利取得は相続によるものではなく、信託行為の定めによるものとされる。しかし、そのような取り扱い

は、たとえば、以下のような民事信託利用者の希望に反することになる。

- (1) 委託者の財産のうち信託財産としなかった財産だけでなく信託財産としたものも含めて遺産とし、遺産分割や遺言によりその帰属先を定めることとしたい(信託設定時において委託者自身では、承継先を決められない、決めたくない)。
- (2) 租税特別措置法 35 条 3 項(いわゆる「相続空き家の特例」)の適用を受けたい¹⁾。

2 委託者死亡時の信託財産(残余財産)の帰属における二つの問題

委託者がその相続人等へ承継させたい財産は、受託者に信託財産として帰属している。そのため、その財産は、受託者から帰属権利者等に移転させることになる。そこでは、誰が帰属権利者等になるかという問題と、いつどのように財産移転が生じるかという問題がある。前者が、信託財産に属する財産を取得することができる権利の帰属の問題であり、後者が、信託財産に属する財産の権利の帰属の問題である。

前者の問題が前記1の(1)(遺産分割や遺言の対象としたい)に、後者の問題が前記1の(2)(相続により取得することとしたい)にそれぞれ対応する。

このような問題提起に対し、「委託者の死亡により信託財産に属する財産を遺産分割や遺言の対象としたいのであれば、委託者が有していた残余財産の給付を受ける権利(帰属権利者たる地位や残余財産受益権)が法定相続人に相続されるようにすれば足りる、法定相続人は残余財産の給付を受ける権利を遺産とする遺産分割やその承継先を指定する遺言をすれば足りる。」との考えがあ

1) 東京国税局の文書回答事例(令和4年12月20日)「信託契約における残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る租税特別措置法第35条第3項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用可否について」<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/joto-sanrin/221220/index.htm>(2023年9月19日アクセス)は、「信託契約に基づき、委託者兼受益者の相続開始という信託終了事由の発生により信託が終了したことに伴い、当該信託に係る残余財産を帰属権利者が取得したことは、本件特例に規定する相続人による「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋等の取得」に該当するとは認められず、(中略)当該残余財産の譲渡に係る譲渡所得の計算上、本件特例の適用を受けることはできません。」とした。

るかもしれない。たしかに、そのような方法により誰が残余財産を取得するかを委託者の遺言やその相続人の遺産分割により決定させることができる場合もあろう。前記1の(1)（遺産分割や遺言の対象としたい）のほとんどがそのような方法により対応可能かもしれない。しかしながら、必ずしもそれで十分とは言えないケースがありうる。たとえば、次のような場合である。

- ①残余財産に属する財産が複数存在するのに対し、委託者が有していた受益権は1個であるケース この場合は、残余財産に属する複数の財産を対象とする1個の受益権が共同相続される。この受益権の割合を相続人間の遺産分割や委託者（遺言者）の遺言により定めることは可能であろう。しかし、受益債権の内容が各財産の引渡しをそれぞれ求めることができるもの（この例でいうと、受益債権が3つあるもの）と解釈することができない限り、残余財産に属するA、B及びCの各財産につき、Aは相続人甲、Bは相続人乙、Cは相続人丙にそれぞれ帰属させるとすることはできない。別途、共有物分割（民法256条）を要すると思われる。
- ②上記①と同じ状況において、一部の相続人が受託者であるケース 相続人間の協議により、相続人乙のみが残余財産に属するA、B及びCの各財産のすべてを取得するとしていた場合であっても、受託者である相続人甲は残余財産の給付を受ける権利を放棄することができないため（信託法99条1項但書、183条3項但書²⁾）、相続人乙にすべての財産を取得させることができない。
- ③信託財産の内容が信託期間中に変動するケース 上記①や②の不都合を解消するための方策として、信託財産（将来の残余財産）に属する財産ごとにその引渡しを受けることができる（残余財産）受益権（受益債権）を各別に設定し、それを相続財産とすることも考えられる（当初委託者兼当初

2) 信託法99条1項但書及び183条3項但書の強行法規性の問題であり、別途検討を要するが、通説は、強行法規であると解していると思われる（99条1項但書については、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』（商事法務、2007年）272頁、新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）231頁、新井誠監修『コンメンタル信託法』（ぎょうせい、2008年）305頁〔及川富美子〕、道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017年）495頁〔山下純司〕、道垣内弘人『信託法 第2版（現代民法別巻）』（有斐閣、2022年）350頁。183条3項但書については、新井監修・同書479頁〔金久直樹〕、道垣内編・同書794頁〔沖野眞巳〕、道垣内・同書444頁。).

受益者は、複数の受益権を保有することになる。)。たしかに、信託財産の大きな変動を想定しない場合（たとえば、自宅不動産を当初信託財産とし、信託期間中にこれを受託者が売却し、その売却代金を受益者（当初委託者）の生活資金に充てながら、同人の死亡をもって信託を終了させ、残った金銭を相続人に分配することを想定する場合）には、このような方策も有効であろう。しかしながら、財産の規模が大きく、種類も多様で、信託期間が長期に及ぶ場合には、信託設定当初は想定していなかった種類の財産が追加されたり、想定外の処分や支出により、信託財産からの流出が生じたりすることもありうる。このような場合には、財産ごとの受益権の設定に漏れが生じたり、帰属先が定まらない財産が生じたりすることになる。その漏れた財産の帰属先につき、相続人間で遺産分割により決めることができれば便宜である。

これらのケースは、いずれも、信託契約において対応するための条項を定めれば、財産の帰属先を指定することができ、受益者指定権等（信託法 89 条）や信託の変更（同法 149 条 3 項）についての定めがあるものとして、対処することも可能であろう。その意味で、前記 1 の(1)（遺産分割や遺言の対象とした）は、契約条項の定め方の問題に解消される。

しかしながら、そのような条項に基づいて信託財産（残余財産）に属する財産を取得する原因は信託行為によるものであって、相続によるものではない。共有が生じれば共有物分割によることになり、遡及的な権利取得の放棄は制限され³⁾、帰属先の定まらない財産が生じるおそれもある。そのため、信託財産

3) 遡及的な権利取得の放棄が制限されることによる不都合は、たとえば、次のようなものである。

信託についても遺留分の規律が及ぶと解されているため、信託により遺留分を侵害された者は遺留分侵害額請求を行うことができることとされている。遺留分侵害額請求を受けた者は、金銭債務を負うことになる。この場合に、この金銭債務を弁済するのに十分な金銭が無い場合（借入等により資金調達できない場合を含む。）には、現物を代物弁済することが考えられる。しかし、その場合には、譲渡所得税が課税されることになる（国税庁の質疑応答事例「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて土地を移転した場合の課税関係」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/joto/01/05.htm>) (2024 年 1 月 9 日アクセス)。一方、遺言により遺留分を侵害した場合は、同じく代物弁済によることもできるが、遺言の内容とは異なる遺

を委託者の相続財産とするための解釈論が強く求められることになる。前記1の(2)（相続により取得することとしたい）への対応の可否、それを検討するために、いつどのように財産移転が生じるかを論じる意味はここにある。

第2 いつどのように権利移転が生じるか—信託財産からの離脱のプロセス

1 課題

信託財産が属する財産が委託者の死亡と同時に信託財産から離脱することとはできるかを検討する。仮に、信託終了後に清算受託者による処分があらはじめて信託財産（残余財産）に属する財産の所有権は受託者から移転する、つまり、信託財産から離脱すると解されるのであれば、当該財産が委託者に係る相続財産とされる余地はないからである^{4・5}。

産分割を相続人間で行うことで遺留分相当分の財産を取得させることができる（この場合は相続税が課税され、譲渡所得課税は生じない）。このように、金銭が十分でない状況で、不動産等の金銭以外の権利を取得させることで遺留分侵害の問題の解決を図りたい場合がある。このとき、遺留分を侵害する者が残余財産の給付を受ける権利や受益権を遡及的に放棄することができれば、それを遺留分権者に取得させることにより、金銭支払いではない、代物弁済のような解決を図ることができる。しかし、そのような放棄が許されないとすれば、そのような方策を取ることはできないことになる。

- 4) 最終的に解明すべきであるのは、信託財産から離脱した財産を委託者の相続財産に帰属させることはできないのかという点である。検討をさらに要すると考えるのは、委託者の相続人が相続により取得するものが、（委託者の地位や帰属権利者としての地位にとどまるのではなく、）信託財産に属する財産そのものであることとはできるかである。委託者の相続人が取得するのは委託者や帰属権利者としての地位にとどまるとされると、信託財産に属する財産を相続により取得したことにならなくなってしまふからである（共同相続人（帰属権利者）は、当該財産についての遺産分割ではなく残余財産の給付を受ける権利についての遺産分割をすることになる。）。また、民事信託の実務では、「信託財産は相続財産にはならない」と（自明であるかのように）説かれることがある。本稿は、信託財産が本当に相続財産になり得ないかを確かめるための試みでもある。
- 5) 委託者の相続人への相続による承継を「委託者の相続人」につき定める信託法182条2項を根拠にする考えもありうる。しかし、同項は、信託行為に委託者の相続人を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなすとするものである。これによって可能となるのは、帰属権利者である地位又は残余財産の給付を受

2 検討

(1)前提—権利移転と、登記や引渡しとの区別

物権行為の独自性を否定するのが判例・通説とされているが⁶⁾、この立場に拠った場合、財産の権利（所有権等）の移転のための行為と、その財産の引渡し（不動産の場合は所有権移転登記手続を含む。）は、別個の行為である。たとえば、売買契約の場合、その成立によって目的物の所有権が移転し（民法176条—意思主義）、契約の成立より生じる債務の履行として売主は目的物の引渡し（移転登記）を行う（登記や引渡しは対抗要件である（民法177条、178条）。

信託が終了し、受託者に属する信託財産に属する財産が帰属権利者等に対し移転する場合においても、これと同様であり、権利移転のための行為と、その財産を引き渡すこととは別ものである（後述するように、別ものとしつつ、給付行為（引渡し等）が権利移転のための要件でもあるとする考えもある。）。

目的物の引渡しや登記がなされることにより権利（とくに不動産所有権）が移転するわけではないことは確認しておきたい。

(2)信託の終了と信託の清算及びその結了の概要

信託の終了事由（信託法163条）が生じると、信託は原則清算することを要し（同法175条）、清算が結了するまで当該信託は存続する（とみなされる。）（同法176条）。清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有し（同法178条）、①現務の結了（同法177条1号）、②信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済（同2号）、③残余財産の給付を内容とするものを除く受益債権に係る債務の履行（同3号）及び④残余財産の給付（同4号）を行う。原則、上記②及び③の債務を弁済した後でなければ、残余財産の給付をすることはできない（同法181条）。残余財産の給付を受けるのは、信託行為において指定された者（残余財産受益者又は帰属権利者）で

ける権利の準共有及びその共有物分割である。つまり、同項は、誰が財産承継者になるかを定めるものであって、信託財産に属する財産を相続により取得することまでも同項によって根拠づけるのは困難であると考ええる。

6) たとえば、我妻榮『新訂 物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983年）60頁、川井健『民法概論2（物権）〔第2版〕』（有斐閣、2005年）17頁、安永正昭『講義物権・担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2021年）34頁。

あり（同法182条2項）、もし指定に関する定めがなければ、帰属権利者として指定する定めがあったとみなされることにより委託者又はその相続人に（同2項）、これらにより帰属が定まらなければ、清算受託者に帰属する（同3項）。清算受託者は、職務を終了したときは、信託事務に関する最終計算を行い、帰属権利者等に対しその承認を求める（184条）。

この一連のプロセスの中で、いつの時点で何をすれば信託財産に属する財産の権利が帰属権利者等に対し移転するのが問題である。

（3）これまでの議論の状況—権利移転の要件と時期⁷⁾

ア 改正前信託法—債権的に生じるか物権的に生じるか

（ア）四宮和夫教授は、「帰属権利者への帰属は、信託終了と同時に物権的に生ずるか、債権的に生ずるか⁸⁾」との問いを立てたうえで、原則は、債権的に生ずるとし、その理由として、①特別の意思表示がないのに物権変動を生ずるとすると物権変動の時期が不明確になるおそれがあること、②信託法が信託は終了してもなお法定信託として存続することを認めるのは（改正前信託法63条⁹⁾）、信託終了と同時に信託財産が帰属権利者に物権的に帰属しないことを常態として前提とするものと考えていることを挙げる。例外として、①信託行為中に終了事由発生と同時に物権的に帰属する旨の定めがある場合、②解除

7) 帰属権利者への権利移転の方法・要件や時期は、清算受託者が固有財産において帰属権利者に対して金銭債権を有しているときに、目的物が「債務者の所有する物」として商事留置権（商法521条）の対象となるか、また、目的物の換価代金を交付する義務（帰属権利者に対する金銭債権）との間で相殺ができるかといった問題に関して論じられる（道垣内編・前掲注2）797頁〔沖野眞巳〕。そのほか具体的に問題になりうる場面として、二重譲渡のような場面において、受託者の保有する財産が信託財産に帰属したままの状態であるのか、それとも帰属権利者の財産になっているのか（帰属権利者に帰属している場合はその債権者が差し押さえることができるか）、残余財産の給付を請求する権利は消滅時効にかかるか（帰属権利者に所有権が移転しているのであれば消滅時効にかからないことになる。）が指摘されている（能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー(4) 信託の変更・終了・特例等』（有斐閣、2016年）115頁）。

8) 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）352頁。

9) 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産カ其ノ帰属権利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰属権利者ヲ受益者ト看做ス

の場合¹⁰⁾、③受託者個人が帰属権利者である場合には、物権的に帰属するとする¹¹⁾。

しかし、この見解に対しては、民法上の物権変動に関して、物権行為の独自性を肯定する見解や、物権行為と債権行為を区別する見解を基礎としているとの指摘がある¹²⁾。判例や現在の通説が物権行為の独自性を否定しているため、帰属権利者への権利移転のために必要とされる、「権利移転ノ物権契約¹³⁾」や「別ニ移転ノ手続¹⁴⁾」、「特別の意思表示¹⁵⁾」といった物権行為を措定できないことになる¹⁶⁾。

(イ) 能見善久教授は、「信託終了事由の発生によって当然に信託財産が帰属権利者へ移転するわけではない」、「(中略) 信託の最終計算をした上で、これを帰属権利者に引き渡した時に、信託財産を構成する各種の権利が帰属権利者に移転する。¹⁷⁾」とする。

不動産については、改正前信託法 63 条が信託財産が移転するまで信託が継続するとしている趣旨から、受託者が移転のためになすべきことを完了する義務があり、この義務の完了まで信託が継続し、信託財産の権利も移転しない、不動産の所有権移転のためになすべき行為は、登記の移転も含まれるから、所有権移転登記があってはじめて不動産所有権が移転するとする¹⁸⁾。

10) 中野正俊『信託法講義』（酒井書店、2005年）211頁は、信託終了の効果とは区別した「信託解除による信託財産の帰属」の見出しにおいて、解除権を有するのは全益者（元本収益権（ママ）・収益受益権）に限定されていることから（改正前信託法 57条）、何らの意思表示をする必要はないとする。

11) 四宮・前掲注 8）352頁以下

12) 道垣内弘人『信託法の問題状況』（有斐閣、2022年）279頁、道垣内編・前掲注 2）798頁〔沖野眞已〕。

13) 青木徹二『信託法論』（財政経済時報社、1926年）349頁。

14) 遊佐慶夫『信託法制評論』（巖松堂、1924年）126頁。

15) 四宮・前掲注 8）352頁。

16) 道垣内・前掲注 12）281頁。もっとも、「当事者間で所有権移転に関する物権的な合意がなされる場合にはその存在を否定するものではない」（安永・前掲注 6）34頁、）というのが判例・多数説が採る物権行為独自性否定説であるから、信託行為の定め方次第であると思われ、おおよそ物権行為を措定できないというわけではないように思われる。

17) 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004年）270頁以下。

18) 能見・前掲注 17）271頁。動産や債権は対抗要件具備を要し、金銭は、現金の交

この見解は、改正前信託法 63 条が定める、信託の清算の最後に（最終計算の後に）帰属権利者への権利移転がなされ、それまでは信託が存続するとみなされるという内容を踏まえたものである。一方、現行信託法には、そのような定めがなく、信託の清算の途中で帰属権利者への権利移転をなすことについては条文上の支障がないと指摘されている¹⁹⁾。

（ウ）道垣内弘人教授は、移転すべき信託財産が特定している場合には、信託終了と同時に帰属権利者への権利移転が生じると解すべきとする。移転すべき信託財産が特定している場合に、物権移転の効力が生じないとすることは、民法 176 条及び同条についての判例・通説の下ではかえって不自然であるとする²⁰⁾。

イ 現行信託法

立法担当官の解説によれば、現行信託法において、残余財産の帰属主体への権利移転時期に関する明文規定は設けず、解釈に委ねたとされる²¹⁾。

つまり、信託法には、残余財産の帰属先がどこになるかについての明文規定（信託法 182 条）があるのみであり、どのような要件を充足すれば、その帰属先に対し残余財産の権利が移転するかは、解釈問題である。

この問題は、さらに細分化することができると思われる。すなわち、①権利移転に係る意思表示（移転行為）の要否の問題（→（ア））と、②残余財産の帰属権利者等への移転の時期の問題（→（イ））である²²⁾。

（ア）①権利移転に係る意思表示（移転行為）の要否の問題について

a 移転行為必要説²³⁾

信託が終了するだけでは信託財産（残余財産）は帰属権利者等に移転せず、

付や口座への入金時とする。

19) 道垣内編・前掲注 2) 798 頁〔沖野眞巳〕。

20) 道垣内・前掲注 12) 282～283 頁。

21) 寺本・前掲注 2) 380 頁、法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」156 頁注 114。

22) 能見善久「信託の終了・清算をめぐる諸問題」トラスト未来フォーラム編『信託の理論的深化を求めて』（トラスト未来フォーラム、2017 年）101 頁。

23) 本文中の、「移転行為必要説」と「当然移転説」という呼び名は、能見・前掲注 22) 106 頁に依拠した。

移転するためには、受託者による処分行為が必要であるとする²⁴⁾。

もっとも、権利移転の要件である受託者の処分行為がどのようなものであるかにより、バリエーションがある。

まず、処分行為は、残余財産の給付行為(引渡し等)であるとするものがある²⁵⁾。この見解に拠れば、たとえば、不動産が残余財産であるときは、清算受託者がこれを帰属権利者等に引き渡した時又は所有権移転登記を行った時に、当該不動産は帰属権利者等に移転する。

また、処分行為は、受託者の意思表示であるとする見解もある。それは残余財産移転を意図する受託者の意思表示であるとする(登記や占有移転は対抗要件にすぎないから必須ではないとする。)²⁶⁾。ここでの意思表示が清算受託者によるもの、つまり、信託の終了以後になされたものに限るとするならば、清算段階にて受託者の行為を要求する点で、処分行為は給付行為であるとする前述の見解に近くなる。清算受託者の行為を要するとするこれらの見解をまとめて「厳格な移転行為必要説」と仮称する²⁷⁾。

24) 移転行為必要説を採るのは、能見・道垣内編・前掲注7) 121頁〔能見善久発言〕。

なお、神田秀樹・折原誠『信託法講義〔第2版〕』(弘文堂、2019年)209頁は、民事信託の場合は、帰属権利者への速やかな承継が当事者の通常の意味であるとして財産が特定された時とし、商事信託の場合は、多数の受益者の存在を前提に効率的な信託事務処理の必要上、権利の移転時期を明確にする必要性が高いとして、受託者の意思表示などがあってはじめて移転するとする。

25) 佐藤勤『信託法概論』(経済法令研究会、2009年)235頁(清算終了まで信託が存続することや、物権変動の時期を明確化する必要を根拠に挙げる。)、新井誠編『キーワードで読む信託法』(有斐閣、2007年)178頁〔岡田健二〕(残余財産受益者や帰属権利者が残余財産の給付を内容とする権利を有し、清算受託者による給付行為(信託法177条4号)があってはじめて権利が移転するという。)

26) 能見・前掲注22) 109頁。

27) 要件となるのは、受託者の意思表示(民法176条)なのであって、引渡しや登記といった対抗要件具備行為(民法177条、178条)とは区別されるという見地からすれば、処分行為=給付行為と捉える見解と、清算受託者による意思表示を要するとする見解とは、その出発点を異にし、一括りにするのは適当ではないとの批判もあるかもしれない。しかし、ここでの関心は、信託が終了し清算が始まってから清算受託者が何らかのアクションを取らなければ、残余財産に係る権利が移転しないのか、そのようなアクションが無くとも信託契約の定めにより残余財産に係る権利は移転するのかという点にある。そのような関心から、移転行為必要説を「厳格な」と「緩やかな」に分けている。

これに対し、受託者による物権変動のための意思表示が必要であるとしながらも、信託終了事由が発生した場合には受託者の処分行為を要することなく当然に帰属権利者に信託財産が移転すべき旨が信託行為に定められている場合には信託設定時に受託者の処分行為があると見ることになるとする見解もある²⁸⁾。この見解に拠れば、清算中の清算受託者による改めての意思表示は不要となる。このような見解を「緩やかな移転行為必要説」と呼ぶこととする。

ただし、この見解については、信託設定時には、信託終了時の財産は確定しておらず、帰属権利者も不確定であるにもかかわらず、受託者の処分行為を考えることができるかという疑問が呈されている²⁹⁾。

この疑問は、信託期間中に信託財産に属する財産の入れ替えが生じる場合（たとえば、当初信託財産を金銭とし、それをもって投資用資産を購入し、その売買を繰り返す場合）に妥当するものである。一方、委託者の自宅不動産を信託財産とするような財産の入れ替えを想定しないようなケースでは、信託契約書には当初信託財産として特定された財産を特定の帰属権利者等に移転する旨の定めをすることになるから、前記疑問は当たらないことになる。

なお、信託財産に属する財産が複数ある場合に、これを包括的に一つの意味表示で移転することは難しいという指摘がなされている³⁰⁾。集合物論は不動産をカバーしていないことや、動産と債権などと異なる種類の財産に亘る場合を念頭に置いていないという説が有力であるからだとする³¹⁾。

b 当然移転説（移転行為不要説）³²⁾

物権行為の独自性を否定する限りは、給付義務の効果によって権利移転は生じるのであり、給付目的物が特定した段階で帰属するに至るとする³³⁾。

もっとも、当然移転説においても処分権限を有する受託者による処分行為（意思表示）が最低限必要であり、それは、信託契約における帰属権利者の定め自体が信託財産の物権的帰属を意図しているものとして、この処分行為に当たる

28) 能見・前掲注 22) 109 頁。

29) 能見・前掲注 22) 109 頁。

30) 能見・前掲注 22) 109 頁。

31) 能見・前掲注 22) 110 頁。

32) 当然移転説（移転行為不要説）を採るのは、道垣内・前掲注 2) 445 頁、道垣内編・前掲注 2) 800 頁〔沖野眞巳〕。

33) 道垣内・前掲注 2) 445 頁。

とする(そのような説明の仕方があるとする)ものがある³⁴⁾。

c 両説の比較検討

移転行為の要否という点では両説は対照的であるものの、移転行為必要説であっても、清算受託者による信託の清算過程での具体的な行為(処分行為)を常に要求するものではなく、信託行為において信託終了をもって当然に帰属権利者に信託財産が移転するべき旨が定められていれば足りるとするのであれば(緩やかな移転行為必要説)、そのような定めのある信託においては、両説の違いは、ほぼ無いに等しい。その意味では、両説の対立は、それほど深刻なものではないのかもしれない。

もっとも、緩やかな移転行為必要説は、清算受託者による処分行為は不要とするため、移転行為必要説の要諦と思われる、権利移転時の明確化をも希薄化してしまうのではないかと疑問がないではない。信託行為の定めがどのようなものであれば、権利移転時の明確性を確保できるかが問題となろう。この点、本稿で検討している、委託者の死亡時に権利移転が生じるかどうかとの関連では、権利移転時は「委託者の死亡時」である旨の定めをするのであるから、明確性の確保の問題は生じないと思われる。

(イ) ②残余財産の帰属権利者等への移転の時期の問題

a 移転行為必要説の帰結

移転時期は、清算受託者が移転行為をした時である。信託の清算を結了した後に遅滞なく移転する義務がある、最終計算の承認は理論的には残余財産の移転時期とは関係がないとする(どちらが先でもよい)³⁵⁾。

b 当然移転説(移転行為不要説)の帰結

信託財産が移転可能となった時に当然に移転する、つまり、権利移転の障害事由が解消した時点で移転するとする³⁶⁾。

c 両説の比較検討

当然移転説のいうところの、「権利移転の障害事由の解消」については、戸建て住宅の場合を例にとって後述するが、この「障害事由」に信託の清算手続、とくに債務の弁済又はそれに代わる債権者の同意が含まれるとなれば、信託の

34) 能見・前掲注22) 106頁以下。

35) 能見・前掲注22) 110頁。

36) 能見・前掲注22) 110頁。

終了と同時に権利移転が生じるものではないという点で、両説は、大きな違いを生じさせないことになると思われる。

(ウ)「特定」の意義（確認）

a ある記述についての疑問

当然移転説について、「義務者・債務者（つまり受託者－筆者注）が有する財産のうちどれが目的物となるかが特定したときは、その時点で所有権が移転するのが、物権変動の一般則により整合的な帰結であると解される³⁷⁾」とする一方で、「（移転行為必要説と当然移転説の－筆者注）いずれの見解にあっても所有権等の権利移転が生じるには目的財産の特定が必要である。」「特定においては、清算受託者の行為が必要と考えられ、それは対外的な意思表示である必要はなく、内部的な処理で足りると解される。また、そのような清算受託者による特定行為があることは、明確性の要請を満たすものといえよう。³⁸⁾」との記述がある。

この記述に関しては、以下の疑問が生じる。つまり、

目的財産が不特定物の場合のみならず特定物の場合も含めて、当然移転説においてさえも「清算受託者による特定行為」が必要であるならば（たとえ、その特定行為が内部的な処理で足りるものであったとしても）、清算受託者の行為を要求する点で、それは移転行為必要説と大差がないのではないか。仮に、ここでの特定行為が残余財産に属する財産が特定物であっても必要であるとすると、委託者の死亡と同時に信託財産からの離脱が生じると解することができなくなる。そもそも「特定」とは何かについて検討する。

b 物権変動における「特定」とは何か

民法において物権変動に関し論じられる「特定」は、以下のようなものである³⁹⁾。

37) 道垣内編・前掲注2) 800頁〔沖野眞巳〕。

38) 道垣内編・前掲注2) 802頁〔沖野眞巳〕。

39) 本文中の物権変動における「特定」に関する記述は、我妻・前掲注6) 11頁以下及び59頁以下、同『新訂 債権総論』（岩波書店、1964年）31頁以下、川井・前掲注6) 19頁以下、同『民法概論3（債権総論）〔第2版〕』（有斐閣、2005年）18頁以下、安永・前掲注6) 38頁以下、佐久間毅『民法の基礎2 物権〔第3版〕』（有斐閣、2023年）42頁以下、中田裕康『債権総論 第四版』（岩波書店、2020年）47頁以下、奥田昌道・佐々木茂美『新版 債権総論 上巻』（判例タイムズ社、

所有権移転の時期の如何に関し、特定物の売買の場合は、民法176条に従いその契約成立時であるのに対し、不特定物の売買の場合⁴⁰⁾は、「特定」がなされた時である。いずれの場合も、特約があればそれに従う⁴¹⁾。不特定物の売買における「特定」とは、民法401条2項が定めるものである⁴²⁾。特定の効果の一つとして、それによって物の所有権が当然に債権者に移転することを挙げるのが通説・判例である⁴³⁾。特定の方法(要件)は、両当事者の合意か、「債務者が物の給付をするのに必要な行為の完了」又は「債権者の同意を得た上での給付すべき物の指定」である(民法401条2項)。「債務者が物の給付をするのに必要な行為の完了」は、弁済場所の如何(持参債務、取立債務又は送付債務)により具体的な方法が異なる⁴⁴⁾。

以上から明らかなように、民法の物権変動における「特定」は、目的物が不

2022年)53頁以下を参照した。

- 40) 不特定物売買を、「物権変動が生じるにつき障害(支障)がある場合」の一つとして挙げるものとして、我妻・前掲注6)60頁、安永・前掲注6)38頁、佐久間・前掲注39)43頁。
- 41) 我妻・前掲注6)60頁、川井・前掲注6)19頁以下、安永・前掲注6)38頁以下、佐久間・前掲注39)42頁以下。
- 42) 我妻・前掲注6)63頁(「不特定物の売買では、売買の目的物が特定した時(401条2項参照)に所有権は、当然に、移転すると解される。」、川井・前掲注6)22頁(「不特定物の売買では、目的物が特定(401条2項)した時に、買主に所有権が移転する。」。最判昭和35年6月24日民集14巻8号1528頁も、「不特定物の売買においては原則として目的物が特定した時(民法401条2項参照)に所有権は当然に買主に移転するものと解すべきである。」とし、特定は民法401条2項によるものと考えていると思われる。
- 43) 我妻・前掲注39)35頁、川井・前掲注39)22頁、奥田・佐々木・前掲注39)58頁、中田・前掲注39)50頁(「特定により、目的物の所有権の移転が可能になる。特定前には所有権の移転はありえない。」。前掲注42)の最判昭和53年判決に関する評釈である中尾英俊「不特定物売買と所有権の移転」加藤一郎・谷川久編『売買(動産)判例百選』(1966年)88頁は、「不特定物の売買における所有権移転の時期につき、民法は、売主が給付をなすに必要な行為を完了し、又は買主の同意を得て給付すべき物を指定したときにその物が売買の目的物として特定し(401条2項)、特定物の所有権移転は、当事者の『意思表示ノミニ因リテ』その効力を生ずる(176条)と規定している。」と明確に述べる。
- 44) 川井・前掲注39)18頁以下、中田・前掲注39)48頁以下、奥田・佐々木・前掲注39)53頁以下。

特定物（種類物）である場合に問題となるものである。特定物の場合は、その移転を内容とする意思表示以外には何らの行為を必要とするものではない。「特定」が問題となる余地がない。

c 残余財産の移転における「特定」

当然移転説を採用される道垣内教授は、まず、「信託債権に係る債務の弁済・受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く）に係る債務の弁済の後、残余財産があり、そのうちの特定物を特定の残余財産受益者または帰属権利者に給付すべき場合に、当該残余財産受益者等は、どの時点で当該特定物についての権利を取得するか。⁴⁵⁾」との問いを立てる。これは、信託法 181 条本文の「清算受託者は、第 177 条第 2 号及び第 3 号の債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を次条第 2 項に規定する残余財産受益者等に給付することができない。」という規定に従い、残余財産の給付（信託法 177 条 4 号）以外の職務が終了した場面についての記述と思われる。つまり、債権債務の清算は完了しており、後は、残余財産の給付のみが残されている状況である。さらに、「特定物」を「特定の」残余財産受益者等に給付すべき場合とされていることから、たとえば、不動産甲を帰属権利者 A に対して給付すべき場合を問題としていえると考えられる。そうであるならば、その時点で清算受託者が行うべき行為は、特定物の引渡し（不動産の場合は所有権移転登記手続を含む。）であり、それ以外に行うべき行為を想定することができない。民法 401 条 2 項が問題となる場面でもない。引渡しとは区別される、先の「清算受託者による特定行為」が行われることがないのである。

先の記述に続き、道垣内教授は、「物権行為の独自性を否定する限りは、給付義務の効果によって権利移転は生じるのであり、給付目的物が特定した段階で当該残余財産受益者等に帰属するに至るというべきである。⁴⁷⁾」とされる。これは、受託者による一定の意思表示を要することなく、目的物の特定さえあればそれによって権利移転が生じることを述べられるものと思われる。ここでも、権利移転には「特定」があれば足りとなっている。さらに、「特定が必要であることはいうまでもない」とされ、特定が必要であることを強調され

45) 道垣内・前掲注 2) 445 頁。

46) 道垣内・前掲注 2) 445 頁。

47) 道垣内・前掲注 2) 445 頁。

ている。このように、目的財産の特定が権利移転の要件であるとされることは明白であるものの、その目的財産が特定物の場合であっても、引渡しと区別された「特定」なるものがさらに必要であるのか、また、目的財産が不特定物であるときの「特定」が、種類債権の特定(民法402条2項)と同じであるのかが必ずしも明らかでない。

道垣内教授は、別の論稿にて、①信託財産として第三者に対する債権が存するが、帰属権利者への引渡しにあたっては、金銭での引渡しが要求されている場合、②受託者が費用又は損害の補償請求権や信託報酬請求権を有する場合であって、信託行為に別段の定めが無く、それらの請求権を実現するために信託財産のどの部分でも用いることができるとき、③第三者に対する未履行の信託債務が存する場合、いずれかに該当しない場合が、「すなわち移転すべき信託財産が特定している場合」であるとされる。

ここでの「特定」は、日常用語の意味である「特にそれと限ること⁴⁸⁾」、「特に指定したりそのものだけに限定したりすること⁴⁹⁾」を指すものとして使用されているように思われる⁵⁰⁾。

d 二つの「特定」

このように、目的物の特定があれば物権変動が生じるということは、民法の物権変動において論じられているものの、ここでの「特定」は、不特定物債権

48) 見坊豪紀ほか編『三省堂国語辞典 第八版』(三省堂、2022年)1058頁。

49) 山田忠雄ほか編『新明解国語辞典 第八版』(三省堂、2020年)1113頁。

50) 当然移転説を採用される道垣内教授は、能見・道垣内編・前掲注7)にて、「例えば残余財産を1人の帰属権利者に全部渡すということになると、残余財産だけになった状態になれば、もはや切り分けの問題は生じない(118頁)、「私はどちらかといえば切り分けのほうを問題にっていて、特定すれば所有権は移転するはずだということです(120頁)とされ、「信託財産から給付される財産を切り分ける行為のようなもの(118頁)があるとされる。これが本文中のいずれの「特定」に相当するものであるのかは明らかでない。なお、道垣内教授も「不特定物について売買契約が締結された場合、所有権の移転が生じるのは目的物の特定が生じたときである。」(413頁)とされ、酒屋と読者との間でのアサヒスーパードライ1ダースの売買の例を挙げ、「あなたが所有権を取得できるのは、どの1ダースが自分のものが決まってからである。これを種類債権の特定という。」(398頁)とされている(道垣内弘人『リーガルベイス民法入門』(日本経済新聞出版社、2017年))。この種類債権の特定と、「切り分け」との関係が問題であると思われる。

（種類債権）について民法 402 条 2 項が定める「特定」を指している⁵¹⁾。一方、信託法における信託終了後の残余財産の帰属（移転）において「特定」が論じられるときは、民法 402 条 2 項のそれではなく、より広く、目的財産につき「そのものだけに限定すること」を指していると思われる。それぞれの「特定」の意味内容が異なるものであるときに、果たして「物権変動の一般則」を信託における残余財産の帰属に対し当然に適用することができるのか（許されるのか）、また、その適用が自説（当然移転説）の根拠になるのかについて疑問がないではない。

何をもって「特定」があったとするのか、また、「物権変動の一般則」の適用による問題の決着がどれほど説得的であるのかは、より検討されてよいように思われる。残余財産の帰属に必要な「特定」概念の不明確さは、残余財産の移転の要件及び帰属時期の不明確さをもたらす。

（エ）小括

移転行為の要否と権利移転の時期につき、移転行為必要説と当然移転説とそれぞれ称することができる対立する二つの見解があるものの、信託行為の定め方次第でどこまで清算受託者による移転行為を要求しないことを許容することができるかという点や、「権利移転の障害事由」にどこまで信託の清算手続きを含めるかという点に関する捉え方によって、両説には実際上の違いがないと解することができる一方で、かなりのバリエーションが生じうると捉えることも可能であると思われる。また、いずれの見解においても必要な「特定」概念も、それほどはっきりとしたものではない。

より議論の進展が必要であると思われるところ、(清算)受託者が信託財産(残

51) これに対し、佐久間・前掲注 39) 43 頁は、不特定物売買につき、「所有権移転の対象がどの物であるかが特定されなければ（他の物から識別することができるようにされなければ）、買主に排他的支配を認めることができないうため、所有権の移転を生じさせることができない」とする。これは、本文中の「特定」の意義のうち、目的財産につき「そのものだけに限定すること」に近いと思われる。排他的支配の可否を理由に所有権移転が生じるかを論じている点において、目的物が特定した物であることを法律行為による物権変動の要件の一つに挙げる我妻・前掲注 6) 59 頁との共通性が見られる。我妻・前掲注 6) も、物権の目的物の要件（同書 11 頁）との関係で物権変動においても目的物の特定性を要求する（同書 59 頁）。もっとも、我妻・前掲注 6) 63 頁は、不特定物の場合には民法 401 条 2 項の「特定」を要するとしている。

余財産)の移転を拒んでいる場合、つまり、清算受託者による移転行為がない場合における信託財産に属する権利の帰属について争われた裁判例を次に検討する。

ウ 裁判例—さいたま地越谷支判令和4年3月23日(ウエストロー・ジャパン(平成30年(ワ)538号))

裁判例では、特定をもって移転するとしているものが見られる⁵²⁾。本判決も同様の判断をしている。

(ア) 事案の概要

原告Xは、実妹である被告Yとの間で、原告が所有する本件土地を信託財産とし、Xを委託者兼受益者、Yを受託者として信託契約(以下「本件信託契約1」という。)を締結した。本件土地について、本件信託契約1に基づき、信託を原因とするXからYに対する所有権移転登記(以下「本件所有権移転登記」という。)及び信託登記(以下「本件信託登記」という。)がそれぞれなされた。その後、委託者兼受益者であるXは、Yを受託者から解任した上で、本件信託契約1を終了した旨を主張して、Yに対し、本件所有権移転登記及び本件信託登記の各抹消登記手続を求めた。

(イ) 争点

争点は、帰属権利者であるXに対する所有権の移転は生じているかである。これについてのYの主張は、清算受託者の職務に関するもので、次のとおりで

52) 改正前信託法下の事案として、①名古屋高判平成21年7月22日金法1892号45頁や②知財高判平成24年2月14日(LLI/DB 判例秘書登載(平成22年(ネ)第10024号)いわゆる「冬のソナタ」事件)がある(①についての評釈として、安藤朝規「信託終了後の残余財産が請負者に帰属する時期」新井誠編『信託法実務判例研究』(有斐閣、2015年)390頁が、②の評釈として岸本雄次郎「信託終了事由発生後の残余財産等の移転時期」新井誠編『信託法実務判例研究』(有斐閣、2015年)400頁が、同判決の分析として、能見・前掲注22)102頁以下がある。)。いずれの判決も、残余財産の移転時期について、信託が終了し、帰属すべき残余財産が特定されれば即時に移転する(何らかの受託者の行為を要求しない)。ただし、争われた具体的問題(商事留置権の成否や相殺の可否)と関連している面もあり、これが一貫した裁判例の立場であるとは断定できないとの指摘もある(道垣内編・前掲注2)803頁〔沖野真己〕)。また、その他の裁判例を含めた一連の裁判例の概観とそれに対する評価をするものとして、新井・前掲注2)399頁以下も参照。

ある。つまり、

信託が終了しても、直ちに信託財産が残余財産受益者又は帰属権利者に帰属するものではなく、清算受託者が、信託法 177 条 1 号から 3 号までの職務を行なった後に、残余財産の給付（同条 4 号）が行なわれることになるから、帰属権利者への所有権移転は生じていない。

（ウ）裁判所の判断の要旨

「委託者兼受益者である X による本件解任及び本件解除により、受託者である Y は、直ちに清算受託者となり、現務の終了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権に係る債務の弁済及び残余財産の給付を行なう義務を負う（信託法 175 条、177 条）が、本件信託契約 1 は、本件土地のみを信託財産とする管理信託の一種であり、信託事務も本件土地の管理運用に収斂されると推認される所、Y は、現務の終了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権に係る債務の弁済及び残余財産の給付に関しかなる事務が発生し、又は残存しているかを何ら特定しておらず、しかるときは、Y が残余財産の給付（信託法 177 条 4 号）に先立って行うべき事務が存すると認めるに至らない。」

「次に、本件信託契約 1 においては、信託終了時の信託財産は、委託者（X）の死亡以外の事由により終了した場合には、委託者（X）に帰属させるとされている（信託目録 1 記載 5.（信託条項）の 4.(4) から、本件信託契約 1 の終了により、Y は、X に本件土地を帰属させるべく給付行為をすべき義務を負う（信託法 182 条 1 項）とともに、X は、残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する（同法 183 条 1 項）。

そして、少なくとも民事信託においては、信託を利用する目的は、財産の管理（又は承継）であることからすれば、信託が終了すれば、帰属権利者に速やかに信託財産を承継させるとするのが当事者の通常の意味であると解されるから、本件土地については、意思主義（民法 176 条）ののっとなって、本件信託契約 1 の終了と同時に原告にその所有権が移転すると解するのが相当である（一般論としては、帰属権利者に給付すべき財産が特定された時点でその権利が帰属権利者に移転すると解するのが相当であるが、本件信託契約 1 については、給付すべき財産はあらかじめ本件土地に特定されている。）。

そうすると、本件信託契約 1 については、その終了により、本件土地の所有

権は、Xに移転したものと認められる。」

「したがって、Yは、Xに対し、残余財産たる本件土地の給付の一環として、本件所有権移転登記及び本件信託登記の各抹消登記手続をする義務を負うというべきである。」

(エ) 判決文の分析

a 結論

残余財産に属する所有権の移転は、信託契約にて特定された財産であり、残余財産の給付に先立つ実務がない（といえる）場合には、信託の終了と同時に生じる。

b-① 判示①

「本件土地のみを信託財産とする管理信託の一種であり、信託事務も本件土地の管理運用に収斂されると推認されること、Yは、現務の結了、信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済、受益債権に係る債務の弁済及び残余財産の給付に関しかなる事務が発生し、又は残存しているかを何ら特定しておらず、しかるときは、Yが残余財産の給付（信託法177条4号）に先立って行うべき事務が存すると認めるに至らない。」

b-② 判示①に対する分析

残余財産の給付に先立つ清算事務があるときは、信託が終了しても直ちに残余財産に属する権利は移転しない。

管理信託であることや信託事務が本件土地の管理運用に収斂されることから、当然には清算事務（信託法177条各号の事務）が存在するとは認められず、本件においても具体的にそのような事務が存在するとの証明がなされずに、「残余財産の給付に先立つ事務」が存在しないとされたと思われる。ここでの「管理信託」とは、信託実務上の用語であり、不動産管理信託は、不動産の管理を目的とした信託であり、受託者は単なる保守管理ではなく、不動産の名義人、管理権者として包括的な任務を負うものとされる⁵³⁾。

裁判所は、信託の類型からの想定や、具体的な清算事務についての証明がないことから「残余財産の給付に先立つ事務」が存在しないとしているが、後述

53) 三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務【7訂版】』（金融財政事情研究会、2022年）562頁以下、田中和明・田村直史『改訂 信託の理論と実務入門』（日本加除出版、2020年）256頁以下。

するように、管理信託の最たるものと言える戸建て住宅の信託ですら、何も清算事務がないことは当然のことではないことには留意を要しよう。

c-① 判示②

「本件信託契約1においては、信託終了時の信託財産は、委託者（X）の死亡以外の事由により終了した場合には、委託者（X）に帰属させるとされている（信託目録1記載5.（信託条項）の4.(4)から、本件信託契約1の終了により、Yは、Xに本件土地を帰属させるべく給付行為をすべき義務を負う（信託法182条1項）とともに、Xは、残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する（同法183条1項）。」

c-② 判示②に対する分析

信託終了時における帰属先が特定されていることを要する。信託の終了により、特定された者（帰属権利者）と受託者との間で残余財産の給付に係る債権債務が発生するとする部分の判示は、これに続く判示③の意思主義とともに、当然移転説を採用する根拠である物権行為の独自性否定説を構成するものと思われる。

d-① 判示③

「少なくとも民事信託においては、信託を利用する目的は、財産の管理（又は承継）であることからすれば、信託が終了すれば、帰属権利者に速やかに信託財産を承継させるとするのが当事者の通常の意味であると解されるから、本件土地については、意思主義（民法176条）にのっとり、本件信託契約1の終了と同時に原告にその所有権が移転すると解するのが相当である。⁵⁴⁾」

d-② 判示③に対する分析

民事信託を利用する目的が財産の管理又は承継であるから、信託が終了すれば帰属権利者に速やかに信託財産を承継させるのが当事者の通常の意味であるとして、物権変動の一般的ルール（意思主義）を適用して、信託の終了と同時に帰属権利者に残余財産に属する所有権が移転するとする。

当事者の通常の意味が信託終了により帰属権利者に速やかに信託財産を承継させることにあると解されることが、意思主義に則るべきことの理由となるか、結びつきが明らかでないように思われる。意思主義に則るのであれば、どの意

54) 蛇足であるが、この部分の表現は、前掲注24) 神田・折原209頁の記述と類似している。

思表示(民法176条)をもって権利移転の意思表示とみるのかを明らかにするべきであると思われる。おそらく、本件信託契約1における、「信託終了時の信託財産は、委託者(X)の死亡以外の事由により終了した場合には、委託者(X)に帰属させる」旨の規定がこれに相当すると捉えているものと思われる。

e-① 判示④

「一般論としては、帰属権利者に給付すべき財産が特定された時点でその権利が帰属権利者に移転すると解する」、「信託契約では給付すべき財産はあらかじめ当該財産に特定されている。」

e-② 判示④に対する分析

書きぶりからは、「一般論として」当然移転説を採用するものと見られるが、当然移転説は、権利の移転が問題となる時点、すなわち、信託終了時である清算開始からその結了までの間のいずれかの時点において対象財産が特定すれば、その時点で帰属権利者等へ移転するという見解である。

判決は、「信託契約において給付すべき財産はあらかじめ本件土地に特定されている」ことをもって、対象財産が特定していると解しているようである。たしかに、信託契約において残余財産となるべき財産が特定されておらず、たとえば、単に「残余の財産」などとされている場合には、清算手続を経て初めて特定されることになるのに対し、信託契約に特定の財産(この事案では本件土地)が帰属権利者に帰属する旨の定めがあれば、その財産が対象であることは明らかとなる。その意味では、「対象財産は特定されている」といえるかもしれない。しかしながら、前述したとおり、特定の有無は実際に権利移転が生じる時点で存在することを要する。契約書において財産が特定されていることが直ちに当然移転説のいう「特定」を意味するものではないと思われる。

翻って、この事案で権利移転の有無が問題となった財産は、信託財産目録にて記載されていた特定の不動産であるから特定物である。前述したところによれば、そもそも特定されているかどうかの問題が生じない。

端的に、「帰属権利者に給付すべき財産が特定された時点でその権利が帰属権利者に移転すると解するが、本件土地という特定物が信託契約において指定された残余財産であるから、信託の終了と同時に対象財産は特定された」とすれば足りたように思われる。

エ 上記裁判例から見た、信託終了時の帰属権利者への権利移転の要件
 上記裁判例の判示によれば、次の4つの要件が充足された場合に、信託終了時に受託者から帰属権利者に信託財産（残余財産）に属する権利が移転することになる。

- ①信託契約において、残余財産の帰属先が定められていること
 例) 残余財産は、帰属権利者である委託者に帰属するなどの信託契約の定め。
- ②信託契約において、残余財産の移転時期を信託終了時とする定めがあること
 例) 残余財産は、信託終了と同時に、帰属権利者に移転するなどの信託契約の定め。
- ③信託契約において、帰属権利者等に移転すべき財産が特定されていること
 例) 特定の土地につき帰属権利者に帰属させるなどの信託契約の定め。
- ④信託終了時において上記③の特定の財産が信託財産に属していること
 例) 信託財産目録記載1の土地が信託終了時に信託財産に属している。
- ⑤残余財産の給付に先立つ清算事務が他にないこと
 例) 信託終了時において、信託財産責任負担債務（借入債務等）がない。

(4)信託終了時の残余財産の移転の要件についての一応の整理

ア 残余財産の移転の要件

先に触れたこれまでの議論と上記裁判例に鑑みて、残余財産の移転には次の要件が必要であると整理できる。

(ア) ①目的財産の特定

特定物の場合には、信託契約においてその物の特定に十分な記載がなされ、かつ、当該財産が信託財産に帰属していればよい。不特定物の場合には、特定（民法401条2項）が必要である。

(イ) ②信託契約における権利移転の定め

当然移転説ではもちろんのこと、緩やかな移転行為必要説においても、受託者による処分行為（意思表示）は、信託終了後に限らず、信託契約においてなされていれば足りる。

(ウ) ③目的財産の移転により遂行を妨げられる清算事務の不存在又は終了

たとえば、当該財産を処分し、その代金を分配したり、債務の弁済に充てたりすることが清算事務であるときは、当該財産の権利が帰属権利者等に移転するとこれらの清算事務の遂行を妨げるため、権利移転を認めることができない。

(エ) ④残余財産の帰属先が定まること

信託法 182 条各項の定めに従い残余財産の帰属先(移転先)が定まることを要する。

(オ) ⑤清算受託者による給付行為(移転登記手続や引渡し)

厳格な移転行為が必要説によるときに限り、必要になる。

イ 信託終了時での権利移転の要件

さらに、信託終了時に受託者から帰属権利者等に対する権利移転が生じるための要件は、次のとおりである。ただし、厳格な移転行為が必要説に従う場合は困難である。

- ①目的財産が信託終了時において特定され、信託財産に属していること。
- ②信託終了時において権利を移転する旨が信託契約に定められていること。
- ③目的財産の移転により遂行を妨げられる清算事務が存在しないこと。
- ④残余財産の帰属先(移転先)が信託終了時まで確定していること。

(5)権利移転が生じたとされる場合の具体例—戸建て住宅を例として

信託は、「財産」であれば対象となるから⁵⁵⁾、その種類に応じて検討すべきであるが、ここでは、執筆時において実務的に重要性が高いと考える戸建て住宅(居住用の建物とその敷地の各所有権)が信託財産に属する場合を検討する。

実務的に重要性が高いと考える理由は、前述した、租税特別措置法 35 条 3 項(いわゆる「相続空き家の特例」)の適用に関し、東京国税局が、委託者の死亡により信託が終了し、その相続人が帰属権利者として居住用家屋を取得しても、上記特例に規定する相続人による「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋等の取得」に該当するとは認めないとの解釈⁵⁶⁾を示したのに対し、信託

55) 寺本・前掲注 2) 32 頁(「金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、かつ、委託者の財産から分離することが可能なものであればすべて含まれる」)、村松秀樹編著『概説 信託法』(金融財政事情研究会、2023 年) 3 頁(「金銭的価値に見積もり得るもの全てが含まれる」)、道垣内・前掲注 2) 35 頁。

56) 前掲注 1)。

された居住用家屋であっても、相続により委託者の相続人がその所有権を取得することがありうるのであれば、上記特例の適用を受けられる余地があると考えられるからである。

ア 他の種類の財産との違い

戸建て住宅（不動産所有権）の特性と本稿での検討の射程範囲をより明確にするために、他のいくつかの種類の財産との違いを述べることにする。

（ア）金銭

金銭は、金銭所有権の一般則（「占有＝所有権」説）から、金銭の交付をもって清算受託者から帰属権利者へ所有権が移転する⁵⁷⁾。そのため、引渡し（金銭交付）と区別された金銭所有権の移転を観念しづらい⁵⁸⁾。受託者による引渡しがあってはじめて金銭所有権が移転するから、金銭所有権が信託の終了と同時に（受託者による引渡しのないまま）、帰属権利者に移転すると構成することは容易ではない。

これに対し、不動産所有権は、占有移転を要せずして、権利を移転する（とする）ことができる。

また、金銭は、信託財産に属する財産（金銭以外のもの）の処分（いわゆる金銭信託⁵⁹⁾の場合）、信託財産に属する債権の取立てや信託債権（受益権を含む。）に係る債務の弁済を経て、帰属権利者等に帰属させるべき金額が定まることがある。このような信託では、信託の終了をもって直ちに対象財産が特定されたと解するのは困難である。一方、確定額を帰属させる旨の定めがあると

57) もっとも、このような理解（金銭の所有権は占有とともに移転する）は、通説的な理解を表面的に捉えるものとするのは、佐伯仁志・道垣内弘人『刑法と民法の対話』（有斐閣、2001年）4頁〔道垣内弘人発言〕。一定の場合には例外（占有≠所有権）が認められる場合があるとされる。受託者が信託財産として占有する金銭について、所有権が帰属権利者（委託者の相続人）に帰属する（遺産共有になる）こともあるかもしれない。検討は他日に期したい。

58) 道垣内・前掲注12) 282頁、能見・前掲注22) 108頁（占有移転行為がないと（金銭所有権は一筆者注）移転しない。）。

59) 信託終了（一部解約）のとき、信託財産を金銭に換金して受益者に対して交付するものは「金銭信託」といわれる。これに対し、信託財産を現状有姿の状態で交付するものは、「金銭信託以外の金銭の信託」又は「金外信」といわれる（三菱UFJ信託銀行編著・前掲注53) 335頁）。

き(たとえば、「残余財産のうち金1000万円は、Aに帰属させる」などの規定があるとき。)は、金額により特定⁶⁰⁾がなされたと解することも可能であろう(権利移転が生じるかどうかは、障害事由の有無によることになる。)

なお、金銭の場合は、前述したように、委託者が有する受託者に対する当該金銭支払請求権(残余財産受益者が有する受益債権又は帰属権利者が有する残余財産給付請求権)を相続により承継したと構成することができる。もっとも、この場合に委託者の相続人が相続により取得する財産は、金銭支払請求権であり、金銭そのものではない。

(イ) 預貯金(預貯金債権)

譲渡制限特約のある預貯金債権は、その譲渡制限の意思表示があることにつき悪意又は善意重過失の譲受人に対して譲渡しても、その譲渡は無効である⁶¹⁾(民法466条の5第1項。譲渡について事前に金融機関の承諾が得られるとは考え難い)。したがって、信託の終了により預金者である受託者から帰属権利者等への権利移転は、譲渡に該当し、その効力を生じない。この場合は、前述した金銭と同じく、受託者に対する残余財産の引渡請求権を相続の対象とすることになる(預金者である清算受託者が引き出し、その金銭を帰属権利者等に引き渡す)。一方、相続の場合は、預貯金債権は、金融機関の承諾なく相続人に移転する⁶²⁾。

これに対し、不動産所有権は、その譲渡を物権的に制限することはできないのが原則であるから、何者かの承諾を要することなく、その移転原因が譲渡であるのか相続であるのかを問わず、権利移転が生じる。

(ウ) 株式の場合

株券が発行されている株式の譲渡は、その株券の交付を要するが(会社法128条1項本文)、前述した金銭とは異なり、相続等の一般承継による権利移転には株券交付を要しない⁶³⁾。

60) ここでの「特定」は、日常用語的な意味でのものである。金銭債権(金額債権)には、目的物の特定という観念がない(我妻・前掲注39)35頁)からである。

61) 内田貴『民法Ⅲ 第4版 債権総論・担保物権』(東京大学出版会、2020年)251頁、中田・前掲注39)637頁、奥田昌道・佐々木茂美『新版 債権総論 下巻』(判例タイムズ社、2022年)834頁。

62) 潮見佳男『詳解相続法〔第2版〕』(弘文堂、2022年)201頁。

63) 江頭憲治郎『株式会社法 第8版』(有斐閣、2021年)221頁注(2)。

株券不発行会社の株式（振替株式でないものに限る。）は、意思表示（合意）のみが譲渡の効力要件であり⁶⁴⁾、株主名簿の書換は、譲渡の対抗要件である（会社法 130 条第 1 項）。

振替株式（社債、株式等の振替に関する法律 128 条 1 項）は、振替口座簿への記載・記録が譲渡の効力要件であるが（同法 140 条）、相続においてはその記載・記録は権利移転要件ではない⁶⁵⁾。

これらによれば、譲渡の意思表示のほかに効力要件を要する場合（株券がある場合や振替株式の場合）には、その要件を充足しない限り、受託者から帰属権利者等への権利移転は生じない。

一方、相続によるときは、株券の交付や振替口座簿への記載・記録が無くとも、相続人へ承継される。

譲渡制限株式は、譲渡の場合には会社の承認が必要になる。承認を欠く譲渡は、当事者間では有効であるものの、会社に対する関係では無効である⁶⁶⁾。相続の場合は、譲渡承認を要せずに承継される⁶⁷⁾。

したがって、株式については、株券が発行された株式や振替株式であるときは、信託契約の定め（そこでなされる受託者の意思表示）のみで帰属権利者への権利移転を生じさせることはできない。また、譲渡制限株式であるときは、会社の承認のない譲渡は会社に対しては無効である。それに対し、相続による場合には、それらの制約なく移転する。

不動産所有権は、これらと異なり、前述したように、その譲渡に制約が課されておらず、物権変動の要件（当事者の意思表示又は所有者の死亡）を充足す

64) 江頭・前掲注 63) 222 頁、田中亘『会社法 第 4 版』（東京大学出版会、2023 年）110 頁。

65) 江頭・前掲注 63) 222 頁注(4)、田中・前掲注 64) 124 頁。最決平成 31 年 1 月 23 日民集 73 卷 1 号 65 頁は、振替口座簿に開設された被相続人名義の口座に記載又は記録がされている振替株式が共同相続された場合において、その共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記載又は記録がされていないとの一事をもって違法であるということではできないとした。

66) 最判昭和 48 年 6 月 15 日民集 27 卷 6 号 700 頁、江頭・前掲注 63) 243 頁注(14)（会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効である。）、田中・前掲注 64) 105 頁。

67) 江頭・前掲注 63) 235 頁、田中・前掲注 64) 106 頁。

れば、権利移転が生じる。

イ 戸建て住宅の場合

戸建て住宅(土地建物の所有権)が信託財産に属しており、それを特定の帰属権利者等へ帰属させる旨の定めがあるときは、その戸建て住宅は特定物であるから、特定(民法401条2項)は問題にならない。あとは、権利移転の障害事由があるかが問題となる。

いくつか場面を設定して検討する。

例1) 信託期間中、委託者(兼受益者)が当該住宅に住み続けるなどして、当該住宅を売ることなく、同人が死亡し、信託が終了した場合

この場合は、権利移転の障害事由がない。

ただし、清算受託者の権限の定め(信託法178条但書)において、当該戸建て住宅を売却してその代金を分配する旨の定めがあるときは、帰属権利者の権利移転は不動産の売却という清算事務の遂行を困難にするから、権利移転障害事由があるというべきであり、信託終了時に権利移転は生じないことになる⁶⁸⁾。

以下の他の事例においても同様であり、いずれも信託行為において現状有姿での引渡しで足りるとされていること(修繕や処分を予定しないこと)が前提となる。

例2) 信託期間中に当該住宅を第三者に賃貸していた場合(信託終了事由発生時にも賃貸は継続している。)で賃借人に対する未収債権があるまま信託が終了したとき

この場合、信託債権(賃料債権)を回収しないと、権利移転が生じないのか。債権の回収という清算事務は存在するものの、賃料債権は戸建て住宅とは別個の財産であるから、その存在により権利移転すべき戸建て住宅の特定には影響

68) 能見・前掲注2) 108頁参照。

しない⁶⁹⁾、権利移転の障害事由にも当たらないと思われる。念のため、未収の債権については清算受託者による回収を要せず、そのまま帰属権利者へ譲渡する旨の定めが信託契約にあれば、より明確になる。

例3) 信託期間中に当該住宅を売ことはなかったが、受託者が修繕資金の調達のために借入れをし、その債務（信託財産責任負担債務）が残ったまま信託が終了した場合⁷⁰⁾

債務の弁済又はそれに代わる債権者の同意⁷¹⁾がないと、権利は移転しないのか。

目的財産の特定はなされている。しかし、その債務に係る債権者は、当該財産（戸建て住宅）が信託財産でなくなることで責任財産の減少をもたらすという不利益を被る。その債務の弁済（清算）が未了である間は、権利移転の障害事由が存するため、帰属権利者に移転しないというべきである⁷²⁻⁷³⁾。

69) 道垣内・前掲注12) 281頁は、信託終了と同時に帰属権利者への権利移転が生じない場合の例の一つとして、信託財産として第三者に対する債権が存するが、帰属権利者への引渡しにあたっては、金銭での引渡しが要求されている場合を挙げる。この場合は、債権を回収した上で帰属権利者への金銭の引渡しが必要となるため、当該債権の即時移転は生じないことになる。本文の例はこれと異なるものの、賃料債権を回収したうえで金銭での引渡しを清算受託者がすべきものとなっていれば、不動産所有権が移転すると賃借人からの回収が困難になるものとして、権利移転の障害事由ありとされうる。

70) 道垣内・前掲注12) 282頁は、受託者が費用又は損害の補償請求権や信託報酬請求権を有する場合（改正前信託法36条1項、37条（信託法48、54条））も、信託行為に別段の定めがないかぎり、その権利行使以前はどの信託財産が帰属権利者に引き渡されるべき財産が定まらないから、移転されるべき財産が特定していないとする。能見・前掲注22) 108頁も、受託者が費用償還の権利などを有する場合に受託者は信託財産からその支払いを受けるまでは信託財産を帰属権利者に給付することを拒むことができるので（信託法51条）、信託財産は当然には帰属権利者には移転しないとする。

71) 信託法181条の定めと異なる取り扱いとすることに対する債権者の同意。

72) 能見・前掲注22) 108頁は、当然移転説の立場に立っても権利移転の障害事由として、法律上の事由、信託行為で定められた事由及び信託財産の性質に基づく事由があるとし、これらが消滅するまでは権利は移転しないと、特定とは区別した権利移転の要件を掲げる。

例4) 戸建て住宅だけでなく、信託財産に属する財産が他にある場合(金銭や不動産、有価証券等)で、例3)のように信託財産責任負担債務が残ったまま信託が終了した場合

当該債務を弁済するのに十分な財産が信託財産に属していた場合でも債務の弁済をしないと、権利は移転しないか。

信託法181条但書が「当該債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。」として、弁済前に信託財産に属する財産を残余財産受益者等に給付することを許容することから、権利移転しても構わないといえないか。この場合、信託財産に属する財産のうちどれが債務の弁済に優先的に充てられる財産であるのか信託行為に定める必要があると考えられる。より正確に言えば、信託契約にて、信託財産責任債務を弁済するために受託者が処分すべき財産に順序をつけるなどして、戸建て住宅以外の財産により「債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保」されていることが明らかになるようにすることが考えられる⁷⁴⁾。

3 ここまでのまとめ

厳格な移転行為必要説を採らない限り、次の条件が揃うことにより、委託者

なお、道垣内・前掲注12) 282頁は、「第三者に対する未履行の信託債務が存する場合」は、「移転すべき信託財産が特定している場合」ではないとする。ここでは、「特定」の中に権利移転の要件(権利移転の障害事由が無いことを含む。)が取り込まれているように思われる。

73) 能見・前掲注22) 101頁は、信託法181条は、債務の弁済の必要があるときは、信託財産は帰属権利者に移転しないという考え方を前提にしていると考えられるべきであるとする。債権者保護は詐害行為取消権(民法424条以下)により図られるが、取消しの対象となる行為の時から最長でも10年の経過により権利行使ができなくなる(同法426条)を踏まえると、移転行為必要説を採るならばともかく、当然移転説を採ると、その保護範囲は著しく限られることとなり、妥当でない。

74) 信託法178条1項ただし書に基づく信託行為の別段の定めの記事例は、拙著『民事信託の別段の定め 実務の理論と条項例』(日本加除出版、2022年)274頁以下を参照。

の死亡により信託が終了した場合に信託財産に属する戸建て住宅の権利（所有権）は、それ以降に特別な行為を要することなく、信託財産から離脱するといえよう。

- ①信託契約において、委託者の死亡を信託終了事由として定めていること。
- ②信託契約において、委託者の死亡により信託が終了する場合の帰属権利者が指定されていること。
- ③信託契約において、委託者の死亡により信託が終了した時に当該戸建て住宅に係る所有権が移転する旨の定めがあること。
- ④信託終了時に当該戸建て住宅が信託財産に属していること（信託終了直前まで信託財産に属していたこと）。
- ⑤信託終了時において、当該戸建て住宅の処分によりその遂行を妨げられる清算事務が存しないこと。
- ⑥信託終了時において信託財産責任負担債務がないこと、又は信託終了時において、当該戸建て住宅を除いても、信託財産責任負担債務を弁済するのに十分な財産が信託財産に属していること⁷⁵⁻⁷⁶⁾。

第3 まとめ

信託財産に属する財産が委託者の死亡と同時に信託財産から離脱することとはできるかという課題については、一定の見解（当然移転説又は緩やかな移転行為必要説）に従い、かつ、一定の要件を充足すれば、これを積極的に解することになる。

委託者の死亡により終了した信託の信託財産に属する財産が帰属権利者等に移転する（信託財産から離脱する）と解する余地があることは明らかにできたと考える。

75) できるだけ信託財産に属する他の財産の管理により生じた信託財産責任負担債務の引当てにされることのないように、戸建て住宅のみを信託財産とする信託を設定することも考えられる。

76) 自宅不動産を信託財産とする場合に多いと思われる、信託財産に属する金銭が存しないとき（自宅不動産のみが当初信託財産とされ、固定資産税の納付等は信託外で事実上処理されていたようなケース）には、未納付の固定資産税納付義務がこの信託財産責任負担債務に該当するため、権利移転が生じないとされることがありうる。

次に、信託財産から離脱した財産が委託者を被相続人とする相続財産に属すると解することはできないかについての検討をすることとしたい。